



健康保険法改正

昨年6月に健康保険法等の改正が成立しました。主なものを紹介します。

令和4年1月から 任意継続被保険者制度の見直し

選択の幅がひろがりました

①本人の申請による資格喪失を可能に

退職した後も、希望する方は「任意継続被保険者」として最大2年間健保組合に加入することができます。任意継続被保険者になると、任意で脱退する規定がありませんでしたが、令和4年1月からは被保険者の申請により脱退できるようになりました。

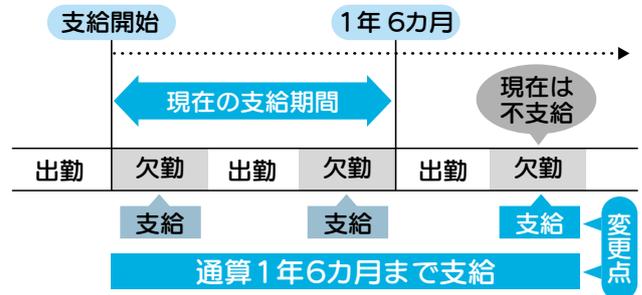
②保険料の算定基礎を、規約で定めることが可能に

任意継続被保険者の保険料は、①健保組合の全被保険者の平均標準報酬月額か、②退職時の標準報酬月額のいずれか低い額に、保険料率を掛けて算出しています。令和4年1月からは、②の退職時月額が①の平均月額を上回る任意継続被保険者については、健保組合の規約により、①と②の範囲内で定めた額とすることが可能となりました。

令和4年1月から 傷病手当金の支給期間の通算化

病気やケガで休むときの所得補償が手厚くなりました

病気やケガで働けないときに支給される「傷病手当金」の支給期間は1年6カ月までです。この支給期間の数は、途中で出勤した日があっても暦上の1年6カ月までとなっていました。令和4年1月からは、出勤したため傷病手当金が不支給となった期間がある場合、その分の期間を延長して支給を受けられるようになりました。



不妊治療に健康保険が適用

これまで不妊治療は、一部は健康保険で受けられましたが、人工授精や体外受精などには保険がきかず、治療をあきらめる人たちも少なくありませんでした。そこで4月から、これらの不妊治療に健康保険が適用されるようになりました。

保険適用となる医療技術は多岐にわたり、男性不妊症治療も含まれます。患者とパートナーが婚姻関係になくても、生まれた子どもを認知する意向があれば認められます。不妊治療の保険適用は少子化対策としても期待されています。

●人工授精

4月から新設

18,200円

(精子を採取して子宮に注入する方法)

4月から健康保険が適用された不妊治療（一部）

男性不妊治療

■ 精巣内精子採取術

単純なもの…………… 124,000円
顕微鏡を用いたもの… 246,000円

* 無精子症などの場合に、切開して精巣から精子を採取する手術。

■ 勃起不全薬

* 一部の勃起不全薬(パイアグラ、シアリス)が、不妊治療の対象となった男性に処方される場合に限り健康保険が適用される。処方可能な医療機関などに制限が設けられる予定。

◎ 3月まで体外受精・顕微授精に対して行われてきた特定不妊治療費助成制度は撤廃されました。

生殖補助医療 …女性は43歳未満が対象

▲ 胚移植術

新鮮胚移植の場合…………… 75,000円
凍結・融解胚移植の場合… 120,000円

* 1子につき40歳未満の場合は6回、40歳以上43歳未満の場合は3回算定できる。

▲ 受精卵・胚培養管理料

1個の場合…………… 45,000円
* 受精卵、胚の培養と管理を行った場合に算定する。

▲ 採卵術…………… 32,000円

* 排卵直前に卵巣から卵子を取り出す技術。
* 採取された卵子の数に応じて加算がある。

▲ 体外受精・顕微授精管理料

体外受精…………… 42,000円
顕微授精(1個の場合) …… 48,000円

* 体外受精は精子と採卵した卵子を体外で受精させる方法。うち顕微授精は顕微鏡で見ながら精子を卵子に注入する。

